

岐阜県公報

第二千九百八十一号
平成三十年九月十四日

(金曜日)

目次

告 示

救急病院の認定
保安林に指定する予定である旨の通知
道路の区域変更

公 示

公共測量の実施
国土調査の結果に係る地図及び簿冊の認証
岐阜県都市計画公聴会の開催
土地区画整理事業の換地処分
土地改良区役員の退任及び就任

(医療整備課) 五九五
(治山課) 五九五
(道路維持課) 五九六

(用地課) 五九六
(都市政策課) 五九七
(同) 五九七
(都市整備課) 五九九
(揖斐農林事務所) 五九九

告 示

岐阜県告示第四百四十五号

次の医療機関を救急病院として平成三十年八月二十四日認定したので、救急病院等を定める省令(昭和三十九年厚生省令第八号)第二条第一項の規定により告示する。

平成三十年九月十四日

岐阜県知事 古 田 肇

医療機関名 所 在 地 有効期限
下呂市立金山病院 下呂市金山町金山九七三番地六 平成三三・八・二三

岐阜県告示第四百四十六号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十九条の規定により、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定により告示する。

平成三十年九月十四日

岐阜県知事 古 田 肇

- 一 保安林予定森林の所在場所
山県市大字梅原字高田二三六八
 - 二 指定の目的
土砂の崩壊の防備
 - 三 指定施業要件
- (一) 立木の伐採の方法

道の種類	路線名	区 間	区域 変更 前後	敷地の幅 員 メ ー ト ル	延 長 メ ー ト ル	備 考
		羽島市桑原町八神字源右 一八七一番一地从先から	A	四〇 一六・五	一、五四・〇	A、B、C、D、R は、及び 関係は 係図に 表示す る敷地 の区分 をい う。
		同 市下中町石田字郷付 四七九番七地先まで	前 B	二〇 一八・六	二九六・一	Aは桑 原道と 祖桑江 線と一 部重用
		同 市同 町同 字同 一七九番三地从先まで	C	一六 一六・五	三九二・〇	
		同 市同 町同 字同 四七九番七地先まで				

1 主伐は、択伐による。

2 主伐として伐採をすることが出来る立木は、当該立木が所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度
次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岐阜県林政部治山課及び山県市役所に備え置いて縦覧に供する。)

岐阜県告示第四百四十七号
道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のように変更したので告示する。

なお、その関係図面は、平成三十年九月十四日から二週間岐阜県県土整備部道路維持課及び岐阜県岐阜土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成三十年九月十四日

岐阜県知事 古 田 肇

公共測量の実施	公 示																						
<p>測量法（昭和二十四年法律第八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により岐阜県地方務局長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があったので、同法第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。</p> <p>平成三十年九月十四日</p> <p>岐阜県知事 古 田 肇</p>	<table border="1"> <thead> <tr> <th>県道</th> <th>下桑中原線</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>羽島市桑原町八神字源右 一八七一番一地从先から</td> <td>A</td> <td>四〇 一六・五</td> <td>一、五四・〇</td> </tr> <tr> <td>同 市下中町石田字郷付 四七九番七地先まで</td> <td>後 B</td> <td>二〇 一八・六</td> <td>二九六・一</td> </tr> <tr> <td>同 市同 町同 字同 一七九番三地从先まで</td> <td>C</td> <td>一六 一六・五</td> <td>三九二・〇</td> </tr> <tr> <td>同 市同 町同 字同 四七九番七地先まで</td> <td>D</td> <td>一六 一六・五</td> <td>三九二・〇</td> </tr> <tr> <td>同 市同 町同 字同 四七九番七地先まで</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	県道	下桑中原線	羽島市桑原町八神字源右 一八七一番一地从先から	A	四〇 一六・五	一、五四・〇	同 市下中町石田字郷付 四七九番七地先まで	後 B	二〇 一八・六	二九六・一	同 市同 町同 字同 一七九番三地从先まで	C	一六 一六・五	三九二・〇	同 市同 町同 字同 四七九番七地先まで	D	一六 一六・五	三九二・〇	同 市同 町同 字同 四七九番七地先まで			
県道	下桑中原線																						
羽島市桑原町八神字源右 一八七一番一地从先から	A	四〇 一六・五	一、五四・〇																				
同 市下中町石田字郷付 四七九番七地先まで	後 B	二〇 一八・六	二九六・一																				
同 市同 町同 字同 一七九番三地从先まで	C	一六 一六・五	三九二・〇																				
同 市同 町同 字同 四七九番七地先まで	D	一六 一六・五	三九二・〇																				
同 市同 町同 字同 四七九番七地先まで																							

- 一 作業機関
岐阜県地方務局
- 二 作業種類

公共測量（地図作成）

三 作業期間

平成三十年九月五日から

平成三十一年二月二十八日まで

四 作業地域

大野郡白川村

国土調査の結果に係る地図及び簿冊の認証

国土調査法（昭和二十六年法律第八十号）第十九条第二項の規定により、次の国土調査の結果に係る地図及び簿冊を認証したので、同条第四項の規定により公示する。

平成三十年九月十四日

岐阜県知事 古田 肇

一 調査を行った者の名称

恵那市

二 調査を行った地域

岐阜県恵那市武並町の一部（広久手）

三 調査を行った期間

平成二十三年度から平成二十九年度まで

四 地図及び簿冊の名称

岐阜県恵那市（武並町の一部）の地籍図

岐阜県恵那市（武並町の一部）の地籍簿

五 認証年月日

平成三十年九月十四日

岐阜県都市計画公聴会の開催

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第十六条第一項の規定により、各務原都市計画市街化区域と市街化調整区域との区分（区域区分）に関する都市計画の変更について岐阜県都市計画公聴会を開催するので、岐阜県都市計画公聴会規則（昭和四十五年岐阜県規則第五十九号）第三条第一項の規定により次のとおり公示する。

平成三十年九月十四日

岐阜県知事 古田 肇

一 日時及び場所

都市計画区域	日 時	場 所	関係市
各務原	平成三十年十月九日（火） 午後七時から	各務原市鷺沼南町 六丁目一〇五番地 鷺沼南町会館 二階集会所	各務原市

二 公聴会において意見を聴こうとする都市計画の変更案（素案）の概要別記一のとおり

三 都市計画の変更案（素案）の閲覧場所及び閲覧期間

1 閲覧場所

岐阜県都市建設部都市政策課及び各務原市都市建設部都市計画課

2 閲覧期間

平成三十年九月十四日（金）から九月二十七日（木）まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）の午前九時から午後五時まで

四 公述の申出方法

1 公聴会において意見を述べようとする者は、平成三十年九月二十七日（木）までに千五 八五七 岐阜市藪田南二丁目一番一号 岐阜県都市建設部都市政策課へ別記二の様式による公述申出書を一部提出すること。なお、郵送により提出する場合は、期限までに必着のこと。

2 公述申出書の提出は、持参又は郵送によるものとし、ファクシミリ及び電子メールによる提出は、認めない。

3 公述の内容は、都市計画の変更案（素案）の範囲とする。

4 公述人の数は、十名以内とする。公述の申出が十名を超える場合は、公述を申し出た者のうち意見の趣旨を同じくする者の中からそれぞれ抽選を行い、公聴会において意見を述べる者を選定の上、公聴会前日までに本人に通知する。

五 公聴会に関する問合せ先

岐阜県都市建設部都市政策課（電話〇五八 二七二 一一一 内線三七五）又

別記 2

は各務原市都市建設部都市計画課
六 その他

公述申出書の提出期限までに公述の申出がない場合には、公聴会を開催しない。公聴会を開催しない場合には、その旨を県ホームページに掲載する。
公述人の陳述の要旨及びその対応方針は、県ホームページに掲載する。

別記一

一 区域区分の変更を必要とする理由
本都市計画区域は、昭和四十六年三月に区域区分の都市計画を決定し、以後八回の変更を行った。

今回の変更は、平成二十二年に都市計画道路の事業化に合わせて市街化区域への編入を検討すべき地区として特定保留に位置つけた地区について、今回、都市計画道路の事業化の目処が立ったことを受け、特定保留の解除を行い、市街化区域に編入するものである。

二 区域区分の変更の基本方針
市街化区域の編入は、都市の健全な発展と秩序ある整備を図るため、特定保留に位置つけた地区について行い、隣接する既存市街化区域（第一種住居地域）と一体的な市街化を図る。

三 区域区分の変更の内容
次の箇所について市街化区域の編入を行う。

地 区 名	面 積 (㍏)	編 入 理 由
鵜 沼 南 町	三・二	特定保留の解除・地区計画の決定

四 区域区分に関する都市計画概略図（総括図）は、県ホームページに掲載する。

公述申出書

平成 30 年 9 月 14 日付けで岐阜県公報に登載された各務原都市計画区域区分の都市計画変更案（素案）について、次のとおり意見を述べたいので申し出ます。

平成 年 月 日

岐阜県知事 古田 肇 様
公述申出人
住 所
(ふりがな)
氏 名
TEL
印

意見の要旨及びその理由

- (注) 1 用紙は、A4判の大きさとしてください。
2 意見の要旨とその理由を区分して記載してください。

土地区画整理事業の換地処分

土地区画整理法(昭和二十九年法律第百十九号)第百三条第三項の規定により、多治見市から多治見都市計画事業多治見駅北土地区画整理事業の換地処分を平成三十年六月三十日に行った旨、届出があったので、同条第四項の規定により公示する。

平成三十年九月十四日

岐阜県知事 古 田 肇

土地改良区役員の退任及び就任

土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第十八条第十六項の規定により、次のとおり土地改良区の役員が退任及び就任した旨の届出があったので、同条第十七項の規定により公示する。

平成三十年九月十四日

岐阜県知事 古 田 肇

退任した役員

土地改良区名	年月日	役名	氏名	住 所
揖斐郡大野町大字五之里八六五番地一	平成三〇・八・二九	理事	加納 準一	大野町大字五之里八六五番地一
同			馬 淵 義 治	大野町大字黒野一八八五番地
同			若 原 基 同	大野町大字下方 九四六番地
同			所 通 良 同	大野町大字西方四〇二番地一の一
同			細 野 公 三 同	大野町大字野 一二六九番地
同			目 加 田 進 同	大野町大字稲富 四九四番地
同			内 藤 正 臣 同	大野町大字上秋六二六番地一
同			秋 森 一 同	大野町大字牛洞 五五〇番地
同			小 森 光 雄 同	大野町大字中之元二一〇六番地一
同			山 下 紀 美	揖斐郡揖斐川町島 二四一番地一

就任した役員

土地改良区名	年月日	役名	氏名	住 所
揖斐郡大野町大字五之里八六五番地一	平成三〇・八・二九	理事	加納 準一	大野町大字五之里八六五番地一
同			山 岸 壽 一 同	大野町大字麻生 二五六番地
同			若 原 敏 幸 同	大野町大字下方五九〇番地一
同			大久保 善 教 同	大野町大字大野三六九番地二
同			澤 野 廣 司 同	大野町大字野 一二四五番地
同			高 橋 昭 同	大野町大字上秋 五九六番地
同			目 加 田 進 同	大野町大字稲富 四九四番地
同			小 森 光 雄 同	大野町大字中之元二一〇六番地一
同			林 勝 利 同	大野町大字牛洞 二〇六番地
同			中 村 正 彦 同	揖斐郡揖斐川町福島 四一五番地一
同			鳥 居 豊 同	揖斐川町清水 二七〇番地一
同			野 村 光 宣 同	大野町大字公郷 三九三番地
同			小 森 利 彦 同	大野町大字公郷 三九三番地
同			國 枝 治 彦 同	揖斐郡大野町大字加納六二八番地一
同			清 水 信 義 同	大野町大字大久保二五九番地一
同			松 井 義 信 同	大野町大字稲富二二四一番地

平成三十年九月十四日発行

発行者
発行所

岐阜市藪田南二丁目一番一
岐阜県庁

編

集

岐阜市三輪ふりとびあ十三
岐阜文芸社